

亀山市告示第140号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出が
あったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻井 義之

1 名称

城東地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市東町一丁目8番22号

3 代表者の氏名

大谷 秀世

4 規約に定める目的

城東地区まちづくり協議会は、城東地区の住民が主体となって、
自主的に身近な課題を解決し、地域の個性を生かしたまちづくり
を行うことを目的とする。

5 設立年月日

平成28年5月7日

亀山市告示第141号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 名称

城西地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市西丸町553番地1

3 代表者の氏名

廣森 勲

4 規約に定める目的

城西地区まちづくり協議会は、城西地区住民及び地区内の各種団体の相互の連帯感と親睦を深め、一人ひとりが城西地区の自然・文化・歴史等を大切にし、自助・共助で幅広い地域課題の解決を図るとともに、より良い地域社会を構築し、地域を活性化することを目的とする。

5 設立年月日

平成28年4月24日

亀山市告示第142号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出が
あったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 名称

御幸地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市東御幸町220番地3

3 代表者の氏名

小林 昭一

4 規約に定める目的

御幸地区まちづくり協議会は、御幸地区の住民の交流、連携及び親睦を深め、相互扶助の精神に基づき、自主的かつ自立的に活動を展開し、必要なまち協事業を行政と協働して行い、もって地域住民の生活環境の改善向上と堅い絆で結ばれた活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とする。

5 設立年月日

平成28年4月23日

亀山市告示第143号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 名称

北東地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市北町2番37号

3 代表者の氏名

渥美 弘

4 規約に定める目的

北東地区まちづくり協議会は、北東地区（渋倉町、東台町、北山町、北町、椿世町、新椿世）の住民の共通の願いの実現、課題の解決を図ると共に、安心、安全で住みよいまちづくりを目指し、自分たちの住む地区は、自らの力で創りあげていくことを目的とする。

5 設立年月日

平成28年4月16日

亀山市告示第144号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出が
あったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 名称

本町地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市本町二丁目7番38号

3 代表者の氏名

豊田 正三

4 規約に定める目的

本町地区まちづくり協議会は、本町地区（本町1丁目～4丁目、
高塚町、高塚住宅及び上野町）住民相互の共同生活を通じて、住
民共通の願いの実現、地域課題の解決、安心して住みやすいまちづ
くりなどを目指し、住民自ら考え、自ら立ち向かう地域活動に資
することを目的とする。

5 設立年月日

平成28年4月24日

亀山市告示第145号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出が
あったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻井 義之

1 名称

東部地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市阿野田町3497番地

3 代表者の氏名

酒井 昭典

4 規約に定める目的

東部地区まちづくり協議会は、地域住民の創意工夫と責任のもとに、「安心・安全で誰もが住みよいまち」を基本目標とし、より良い地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

5 設立年月日

平成28年4月24日

亀山市告示第146号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出が
あったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 名称

天神・和賀地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市天神四丁目9番14号

3 代表者の氏名

松永 良

4 規約に定める目的

天神・和賀地区まちづくり協議会は、天神・和賀地区の住民の
生活を通じ共通の願いの実現や問題の解決を図ると共に、安全、
安心で住みよい地域社会を目指し『自ら考え自ら立ち向かう』地
域活動を、行うことを目的とする。

5 設立年月日

平成28年5月15日

亀山市告示第147号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻井 義之

1 名称

南部地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市安知本町950番地2

3 代表者の氏名

楠井 智久

4 規約に定める目的

南部地区まちづくり協議会は住民が自治会の枠を超えてふれあい、相互理解を深めることを目的とする。さらに、この地域に存する問題を解決に導くため、自主的に手だてを講じ、関係各所との連携を深めつつ地域の活性化を図ることを目的とする。

5 設立年月日

平成28年5月14日

亀山市告示第148号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出が
あったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 名称

井田川北まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市みどり町55番地2

3 代表者の氏名

中尾 勝義

4 規約に定める目的

井田川北まちづくり協議会は、井田川北地区における共通の願
いの実現や問題解決を図るとともに、将来の井田川北地区のあり
たい姿の具現化と、より安心して安全な地域社会の構築をめざし、
助け合いの精神により、自ら考え自ら立ち向かう地域活動を行う
ことを目的とする。

5 設立年月日

平成28年4月23日

亀山市告示第149号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出が
あったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 名称

井田川地区南まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市和田町813番地

3 代表者の氏名

松上 博則

4 規約に定める目的

井田川地区南まちづくり協議会は当地区住民相互の共同生活を
通じて自主的なまちづくり活動を促進し、その発展向上を図るこ
とを目的とする。

5 設立年月日

平成28年5月15日

亀山市告示第150号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 名称

関北部地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市関町会下1265番地20

3 代表者の氏名

平野 明保

4 規約に定める目的

関北部地区まちづくり協議会は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、共に支えあい、安心して暮らせる、より良いまちづくりを行うことを目的とする。

5 設立年月日

平成28年4月24日

亀山市告示第151号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第1項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

亀山市長 櫻井 義之

1 名称

坂下地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市関町沓掛234番地

3 代表者の氏名

山内 秀喜

4 規約に定める目的

坂下地区まちづくり協議会は、坂下地区住民相互の意思疎通を深め、地域の個性を活かした創意工夫のもとに、より安心、安全な住みよいまちづくりをめざし、地域の活性化と福祉の向上を図ることを目的とする。

5 設立年月日

平成28年4月24日